

シェアドアアクセス方式における 残置回線に係る接続料算定方法の見直しについて (現状整理)

令和5年3月7日

事務局

- シェアドアクセス方式における**残置回線に係る接続料算定方法については**、論点提示(第65回会合)以降、関係事業者にヒアリングを行ったところ、次のとおり、残置回線に係る「**特殊な状況**」は**解消しているという観点等から、見直しに賛同**する意見があった。
 - ・ 現行ルール策定時の前提である「特殊な状況」が解消されている場合、算定方法を他の接続機能と分ける根拠もなく、**他の接続機能と同様に網使用料の算定に改め**、事業者の負担の公平性を改善すべき。当初より再利用による運用は存在していたため、**既存残置回線および今後発生する残置回線をすべてルール見直しの対象範囲とすべき**。(第66回会合・KDDI株式会社)
 - ・ 残置回線の「維持管理費」「撤去費用」についても、他の接続機能と同様、**網使用料への変更等の検討が必要**ではないか。その際、**既存残置回線も対象に見直しを検討すべき**かと考える。(第66回会合・ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)
 - ・ 残置回線に係る維持負担額について、**網使用料として利用回線数に応じた負担に見直すことは一定の合理性がある**。既存の残置回線についても、今後転用や再利用が見込まれることを踏まえれば、**維持負担額の見直しの範囲は、全ての引込線等を対象とすることが適切**。(第67回会合・NTT東日本・西日本)
- 一方、NTT東日本・西日本が示した**算定方法を見直す場合の接続料の試算**に関連して、残置回線に係る維持負担額がなくなる代わりに現用回線の接続料が大きく上昇することから、**「事業者によっては負担額が増加する可能性があることに留意が必要」**(第67回会合・NTT東日本・西日本)、**「想定を圧倒的に超えた前提であったため考え方を考えざるを得ない」**(第69回会合・ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)といった意見があった。

単位：1回線あたり月額

	NTT東日本		NTT西日本	
	現状	見直す場合	現状	見直す場合
現用の分岐端末回線に係る接続料	328円	465円 (+137円)	412円	762円 (+350円)
残置回線に係る維持負担額	250円	-	468円	-

(第67回会合NTT東日本・西日本説明資料より作成)

- また、網使用料化した場合の残置回線の運用について、**原則として残置して再利用していくことが効率的**であり、かつユーザ利便にも適うという意見がある一方、**再利用可能性のない不要な残置回線については、順次撤去促進を行い、設備の効率化・接続料の低廉化を図るべき**との意見もある等、関係事業者の間で見解が分かれている。



- 分岐端末回線について、各接続事業者が専属的に利用するという「特殊な状況」に係る状況変化は認められる一方、
 - (1) 算定方法を見直す場合の**接続事業者毎の現用回線・残置回線の状況が異なることによる影響**についてどう考えるか。
 - (2) 算定方法を見直す場合の**残置・撤去に係る判断**について、どのように整理すべきか。

(1) 算定方法を見直す場合の接続事業者毎の現用回線・残置回線の状況が異なることによる影響についてどう考えるか。

(競争関係への影響について)

- ・ 網使用料化すれば、これまで残置回線が少なかった事業者が、結果的にこれまで残置回線が多かった事業者を補助する形になる可能性がある。(第67回会合を踏まえた追加質問・辻座長)
- ・ 見直しが分岐端末回線の利用に係る受益に応じた負担となるのであれば、事業者間で負担を補助するというにならないため、公正競争を損なうことはない。(第68回会合・NTT東日本・西日本)
- ・ 公正競争上の影響が、網使用料化されている既存の接続機能以上に生じうるとは考えていない。各事業者における費用負担の増減が生じるのは事実ではあるものの、現行ルール策定時の前提である特殊な状況が解消されている現状に鑑みれば、当該理由だけをもって網使用料化を実施しない理由にはならない。(第69回会合・KDDI株式会社)
- ・ 分岐端末回線に係る接続料の上昇がある一方、事業を継続する上で将来的に発生する残置回線費用の負担が軽減されるため、新規参入事業者における影響はない。(第69回会合・KDDI株式会社)
- ・ 再利用可能性を有しない回線は転用・再利用が不可能であるため、受益負担の公平性が確保されないことから、仮に再利用可能性を有しない回線が多数存在する場合には、公正競争の阻害要因になりうる。(第69回会合・KDDI株式会社)
- ・ もし実施された場合には、FTTH業界の公正競争環境を著しく悪化させ、市場の発展に逆効果を産んでしまうものと懸念。(第69回会合・ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)

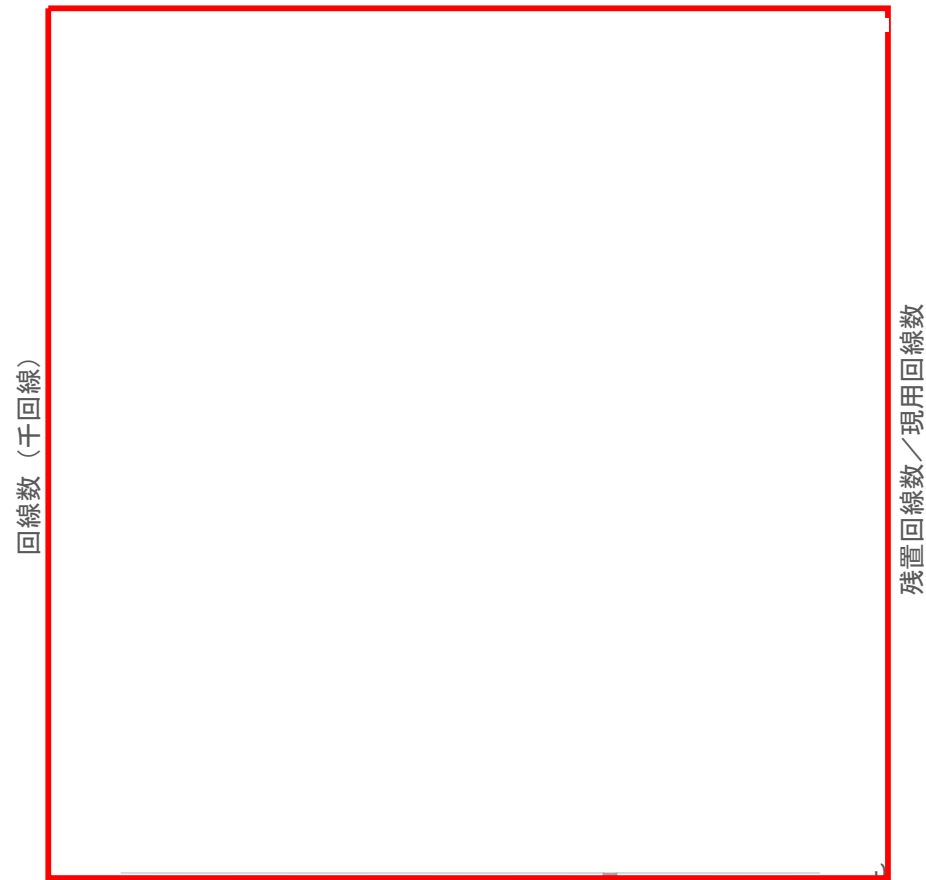
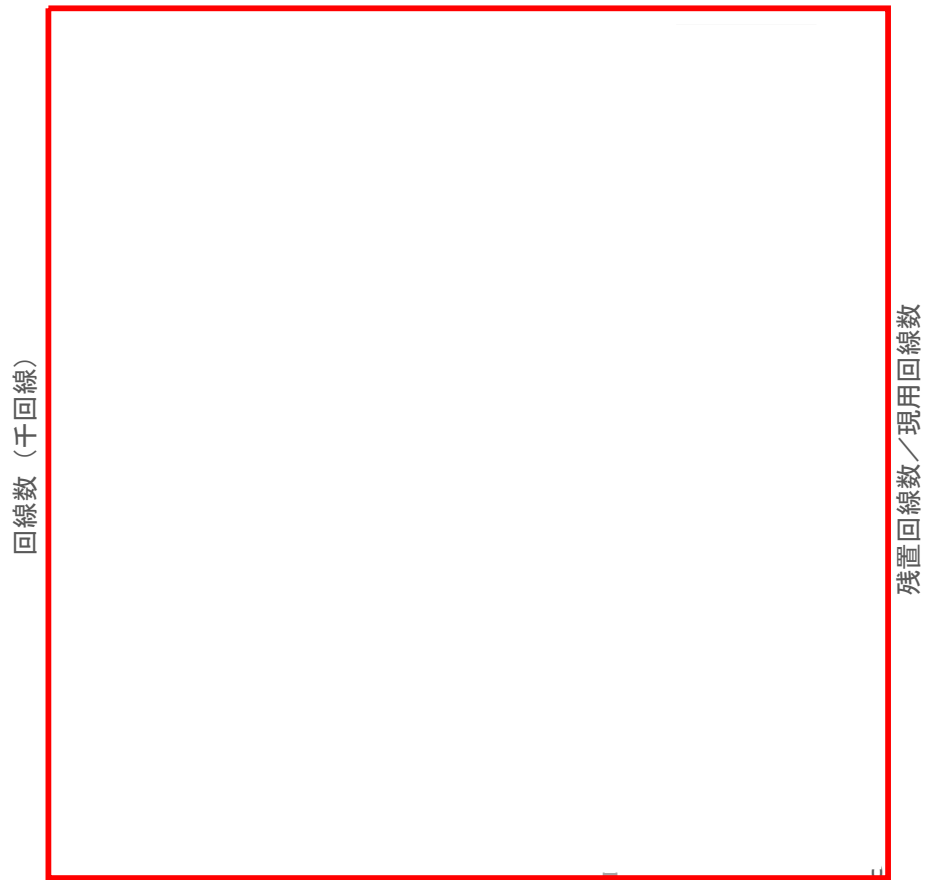
(議論の進め方について)

- ・ 事業者によっては負担額が増加する場合もあることにも留意した上で、小規模事業者の意見も踏まえながら検討していく必要。(第68回会合・NTT東日本・西日本)
- ・ 過去に残置された回線が非常に多く発生・蓄積しており、結果、見直した後の単金が増加する点について非常に問題視している。NTT東西が設備の効率化を促進するインセンティブの確保に資するルールを作る必要があり、例えば、接続料の算定方法として2本引きの回線は原価から除外する、1本目の回線についても損益分岐の期間を超えた残置回線については原価から一定程度除外する等のルール整備が必要。(第69回会合・KDDI株式会社)
- ・ 既に膨大な残置回線が各社それぞれの水準で蓄積されていることが判明したため、将来に発生する残置回線と、過去に発生した既存残置回線とで、二段階に分けて検討を進める方法が考えられる。(第69回会合・ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)
- ・ 将来分については、引込線転用がスイッチングコストを低減し、今後の残置率が減っていく想定のもとに網使用料化されれば、新規参入者の可能性の阻害ともならず、業界活性につながる。(第69回会合・ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)

赤枠内構成員限り

現用回線数及び残置回線数 (東日本)

現用回線数及び残置回線数 (西日本)



NTT東日本 KDDI SNC その他 合計

NTT西日本 KDDI SNC その他 合計

■ 現用回線数 ■ 残置回線数 ■ 残置 / 現用

■ 現用回線数 ■ 残置回線数 ■ 残置 / 現用

既存の残置回線を含めて維持負担額の算定方法を見直す場合の影響額 (年間影響額試算(2021年度)・東西計)

(第67回会合及び第68回会合N T T東日本・西日本資料より事務局作成)

(2) 算定方法を見直す場合の**残置・撤去に係る判断**について、どのように整理すべきか。

- ・ **業界全体で残置回線を今後も減らしていくための取組を続け**、設備全体のコスト減を接続料等の低減、さらに利用者の利益にも繋げていくべき (第66回会合・ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)
- ・ 今後においても、1年、2年、3年と経過する中で**残置回線が減っていくか、転用が増えていくか等、そういった数字も定点観測で見していきたい。** (第67回会合・佐藤構成員)
- ・ 非効率な撤去について、最たる事例として、賃貸アパートの大家から、退去のときに回線を全部撤去してくださいと言われる場合がかなり多いようであるが、回線は財産であり、なぜ撤去を求めるのか理解に苦しむところ。今後、接続事業者と光コラボ事業者間の転用が実現した時点で、ぜひ大々的にPRしていただいて、**NTT東日本・西日本が回線利用状況を十分に把握して、原則残置で効率的に使うことを周知いただくのが良い**と考える。(第67回会合・西村(真)構成員)
- ・ **FTTHアクセスサービスの需要が継続的に発生する状況においては、回線廃止時に撤去することなくそのまま残置して再利用していくことが効率的**であり、かつユーザ利便にも適う。(第68回会合・NTT東日本・西日本)
- ・ **2本引き等の再利用可能性の無い不要な残置回線については、順次撤去促進を行い**、設備の効率化・接続料の低廉化を図るべき。撤去時に要する費用と残置に係る費用を比較した場合、**損益分岐の期間を超えて残置し続けると残置した方が費用負担が大きくなる。**(第69回会合・KDDI株式会社)
- ・ **既存の残置回線については、残置の必要性や残置・撤去判断における合理性を確認すべき**であり、透明性確保の観点から、残置・再利用の状況を定点観測し、NTT東日本・西日本の効率的な工事判断・運用について総務省に報告する等の対応が必要。なお、効率的な設備運用を図る観点から、再利用可能性有無を把握できる運用管理方法の実現が必要。(第69回会合・KDDI株式会社)
- ・ 引込線転用によるスイッチングコストの低減によって、**将来の残置率が減っていく市場原理が働くよう、現在の議論を進めていくことも重要。**(第69回会合・ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)

1. 検討の経緯

- シェアドアクセス方式で用いられる光信号分岐端末回線（以下単に「**分岐端末回線**」という。）の接続料については、利用者との契約のある回線（以下「**現用回線**」という。）に係る接続料のほか、**利用者との契約の解約等によりサービス提供に用いられなくなった回線（以下「**残置回線**」という。）に対しても、**
- ・ **撤去する場合には、**接続事業者が当該回線の**撤去費用及び未償却残高を負担**
 - ・ **残置する場合には、**接続事業者が引き続き当該回線に係る**維持等に要する費用**（償却済み比率を考慮）**を月額で負担**することとされている。
- （現用回線と残置回線を区別せず原価を算定した上で現用回線数に応じて接続料を設定されている**他の接続機能（シングルスター方式等）とは異なり、網改造料に準じた取扱い**となっている。）

$$\text{接続料原価} = \frac{\text{回線コスト（残置回線に係るものを含む。）}}{\text{現用回線総数}}$$

（適用対象：**現用回線**）

シングルスター方式等

$$\text{接続料原価} = \text{取得固定資産価額} \times \text{設備管理運営費比率} + \text{減価償却費}$$

（適用対象：**残置回線を含む全回線**）

（網改造料における端末回線伝送機能の比率に基づく）

（法定耐用年数（20年）終了後は0円）

シェアードアクセス方式の分岐端末回線

- そのような残置・撤去費の費用負担方法をとっているのは、平成16年度における接続約款の変更（平成16年10月19日情報通信審議会諮問第1122号。同年12月21日認可）において、「**接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてNTT東日本及び西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといった特殊な状況にある**」とされたことを踏まえたものである。

- この点、本研究会（第64回）事業者ヒアリングにおいて、KDDI株式会社より、次のとおり論点提起があった。

その後、競争環境が変化してまいりまして、2011年度にはシェアード・フレッツ間の転用ができる形で、当時はシェアードとフレッツしかプレーヤーがいなかったため、転用ができる状況が生まれたところでございます。また2014年度には、コラボ光が提供開始されて大きく台頭してきたところでございます。今後、このコラボ光の事業者との転用の工事についても実現できるように、現在調整をしているところでございます。

こういった現状を踏まえ、**当時の整理であった各事業者が専属的に利用するという整理が既に解消されている状況があるのではないかと**考えておりました。このルールについて見直す議論をしていただけないかということで、御説明させていただいたところでございます。【KDDI株式会社】

2. 検討を要する論点(案) (1/2)

令和4年11月30日(水) 第65回会合
資料65-5より抜粋

次の論点について、接続事業者及びNTT東日本・西日本からヒアリングを行い、分岐端末回線の残置回線に係る接続料算定方法の見直しについて、要否及び(要する場合)見直しの方向性について、検討を深めることとしてはどうか。

(1) 残置回線の現状について

接続事業者及びNTT東日本・西日本(利用部門)における残置回線の現状はどうなっているか。(残置回線数の推移、転用等の進展状況、利用者への案内状況等)

(2) 「特殊な状況」の現状について

転用等の実現・進展により、分岐端末回線の残置回線についても、他の接続機能と同様、全ての接続事業者(NTT東日本・西日本の利用部門を含む。) が受益しうる設備となっているのではないか。あるいは、各接続事業者が専属的に利用するという「特殊な状況」が継続しているのか。

(参考) 転用等の実現・進展状況

NTT東日本・西日本(フレッツ光) - 接続事業者間の引込線転用の実現(平成23年度~)

NTT東日本・西日本(フレッツ光)・NTT東日本・西日本の卸先事業者(コラボ光)の事業者変更(令和元年度~)

NTT東日本・西日本の卸先事業者(コラボ光) - 接続事業者間の引込線転用の実現(早期実現に向け事業者間協議中)

(3) 「特殊な状況」の現状を踏まえた接続料算定方法の見直しについて

「特殊な状況」の解消が認められる場合、分岐端末回線の接続料の算定方法をどのように見直すべきか。残置回線の維持管理費と撤去費それぞれについてどのように考えるか。

(4) 転用等の実現後における残置・撤去の判断主体について

現在は「特殊な状況」を踏まえ、各接続事業者が分岐端末回線の残置・撤去の判断を行っているが、「特殊な状況」の解消が認められる場合、他の接続機能と同様、NTT東日本・西日本が残置・撤去の判断をするべきか。NTT東日本・西日本が判断主体となる場合の支障はあるか。

2. 検討を要する論点(案) (2/2)

(5) 既存残置回線の費用負担について

接続料算定方法を見直す場合、現行の算定方法に基づき、各接続事業者において残置・撤去の判断を行い、当該接続事業者が費用を負担している残置回線(既存残置回線)についても、算定方法を見直すべきか。

(6) 残置回線に係る取組みの進め方等について

残置回線については、利用者へのサービスの提供に用いられていない電気通信設備であるが、残置回線の数を減らしていくための取組みを行っていく必要はあるか。必要はあるとして、どのような取組みが考えられるか。

また、今回議論する算定方法の見直し等により、利用者等への利益はあるか。